

本資料を引用する際は、次のようにお願いします:

社会データ構造化センター・牧野総合法律事務所・城所岩生 (2022) 「米国における個人情報の研究目的での利用に関する法制度」データサイエンス共同利用基盤施設. (必要に応じて、URL,参照日)

米国における個人情報の 研究目的での利用に関する法制度

国際大学GLOCOM客員教授
米ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士
城所 岩生

kidokoro@glocom.ac.jp

(c)IWAO KIDOKORO 2020

米国個人情報保護法制の特徴

連邦法

- 包括的(分野横断的)連邦法は存在せず、分野毎に個別の連邦法は存在(セクトラル方式)
- 具体例
 - グラムリーチブライリー法
 - 公正信用報告法
 - 医療保険の相互運用性および説明責任に関する法律(HIPPA)
 - 子どもオンライン保護法(COPPA)

州法

- 各州が独自の法律を制定しているが、包括的な州法は存在しなかった
- 2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA, 2020年1月施行)が初の包括的州法
- 各州でも包括的プライバシー法制定の動き

包括的連邦法制定の動き

- 制定の動きは以前からあり。
- 欧州が国を超えたプライバシー法 (GDPR) を制定したにもかかわらず、プライバシー権 (「一人にしておいてもらう権利」) の発祥地である米国が未だに国レベルでもまとまらない理由
 - ①官の介入より民の自主規制を尊重する風潮から、立法は重大事件発生時に事後的に個別に対応するアドホック方式。
 - ②「表現の自由」は制定法に優越する憲法上の権利、情報の自由な流通、情報の有用性確保、ビッグデータ利活用の観点からも法規制には慎重
 - * 米最高裁は2011年、医療プライバシー保護の観点から医師の処方慣行を含む記録を、医師の同意なしに製薬会社のマーケティング目的に利用することを禁じた州法は表現の自由を侵害するとした。
 - ③ GAFAも最近の逆風でロビー力を発揮できず。

個人情報の研究・教育目的 での利用に関する法制度

- 1996年医療保険の相互運用性および説明責任に関する法律」(HIPPA)に関するHIPPAプライバシー規則
- 1974年家族の教育の権利とプライバシーに関する法律」(FERPA)
- 研究対象者保護規則
- カリフォルニア消費者プライバシー法 (CCPA)

HIPPAプライバシー規則

- 対象組織による保護対象健康情報 (Protected Health Information: PHI) の利用または開示につき、法に別段の定めがない限り、原則として個人の有効な承諾が必要とされているが、一定の場合には個人の承諾がなくても利用または開示することが認められ、その一つとして研究目的での利用または開示が認められている。
- 研究については比較的広く定義し、研究目的でのPHIの利用または開示が認められるいくつかの場面について規定している。
- これらに加え、非識別化されたPHIはもはやPHIに該当しないため自由に利用可能だが、規則は非識別化の要件についても具体的に定めている。

家族の教育の権利とプライバシーに関する法律」(FERPA)および実施規則

- FERPAは公的基金を受ける教育機関に適用される法律。
- 学生の教育記録またはそれに含まれる個人識別情報の開示には原則として親権者等の同意が必要だが、研究目的の開示には一定の条件のもと同意を得ずに開示することが認められる。
- 実施規則は親権者の同意を得ずに教育記録から個人識別情報を開示することが認められる場合およびその態様について定める。
- 実施規則ではさらに記録が非識別化されている場合および開示される情報が住所氏名に限られる場合には、親権者等の同意を得ずに個人情報研究目的で開示することも可能。

研究対象者保護規則

- 国家研究法にもとづいて制定された規則で、連邦政府の補助金を受けた施設における研究に適用される。
- 「研究」は広く定義され、生物医学研究にとどまらず、社会学、行動科学研究も含む。
- 研究対象者を保護するために、原則として研究対象となる個人の研究参加に対するインフォームドコンセントを求めることを主とする規則で、直接個人情報保護を目的とするものではない。
- インフォームドコンセントの例外として「広範囲の同意」によることも認められるほか、一定の場合にはインフォームドコンセントを得ない利用も認められている。

カリフォルニア消費者プライバシー法 (CCPA)

- 2018年6月に成立、2020年1月から施行された初の包括的州法。
- 憲法上のプライバシー権の促進および消費者の個人情報に関連する既存の法律の補完を意図した法律で、カリフォルニア州内で事業を営む者（日本企業も含む）にも適用される。
- 事業者が消費者とのやりとりの過程で研究以外の目的で収集した個人情報をを用いた研究が満たすべき要件について定める。
- 消費者は事業者が収集した個人情報の消去を求める権利を有するが、一定の目的のために個人情報を保有する必要がある場合には事業者は消去に応じる義務はないとされ、研究目的もその一つだが、研究目的の例外については適用される際に満たすべきいくつかの要件についても定める。
- 2020年11月、消費者の権利を一層拡大したカリフォルニア消費者プライバシー権法 (CPRPA) が住民投票で成立（施行は2023年1月）。

小括

以上、いくつかの法規則で研究目的での個人情報利用についての規定が設けられているが、適用対象はそれぞれ限定されていてこれらの規制に服さない利用は基本的に自由。たとえば、

- ・ HIPPAプライバシー規則の適用対象である「対象組織」に該当しない事業者による利用
- ・ 研究対象者保護規則の適用対象外である連邦政府の助成金を受けていない事業者による利用→民間事業者による消費者の個人情報を用いた消費者研究の多くが適用対象外に。

追隨する他州と連邦法制定の動き

- 2021年、バージニア州、コロラド州、メイン州が相次いで包括的州法制定。
- 2020年の政権公約に連邦プライバシー法制定を掲げた民主党は消費者オンラインプライバシー法案(COPRA)の2022年成立をめざす。共和党も安全データ法案(SDA)などを用意。
- GAFAなど米IT大手は連邦法による州法の先占(preemption)に期待するが、監視資本主義の台頭に対する規制強化の動きから、ロビー力を発揮できず。

ご清聴
ありがとうございます。
ございました。

国際大学GLOCOM客員教授
米ニューヨーク州・ワシントンDC
弁護士
城所 岩生
kidokoro@glocom.ac.jp